

交付対象水田の見直しについて

現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4年～R8年）に一度も水張りが行われなない農地は、R9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となる方針です。

■各地域において、転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの構築を目指す目的があります。
※水張りとは、水稻(主食用米、新規需要米等)の作付けを指します。

交付対象水田からの除外とは？

※除外後、交付対象作物の作付けを行っても、交付対象にはなりません。
(R9年度以降に水稻を作付しても戻りません。)

※不作付地については、現在も水田活用の直接支払交付金は支払われていないため、交付対象水田から除外になることで、現在受けている他の交付金が減少することはありません。

※水田として認めないというものではありません。地目はそのままです。
(交付対象外転作水田としてカウントされます。)

※一度除外になっても、農地中間管理権が設定された場合等は、交付対象に戻る場合があります。

■ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われなない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

■以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①湛水管理を1か月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない